地方公共団体による民間企業・団体との連携協定締結

―締結の背景と相手先の主要業種―

上席専門職　熊沢　由弘

目　次

１．はじめに
２．連携協定締結の背景
３．連携協定の種類と特徴
４．都道府県における包括連携協定の締結状況
５．包括連携協定の連携事項（参考事例）
６．おわりに（今後の取組み）

１．はじめに

地方公共団体が民間企業・団体（以下、本稿において「企業等」と総称する。）と連携して社会問題を含む様々な分野で取組みを行う「公民（官民）連携」という文言を目にすることが増えている。公民（官民）連携に関連する文献・情報を参照すると、筆者視点では２つの連携手法が多くとりあげられている印象を受ける。

第一は**「PFI事業」**（Private Finance Initiative）である。例えば公共施設等の建設・改修やその後の維持管理・運営に企業等が参画するなど、企業等の経営資源やノウハウを活用することにより、効率的・効果的で良好な公共サービス提供を実現する公共事業の手法である[1]。地方公共団体には経費節減や住民サービスの充実などの効果が、企業等にはビジネス機会と地方公共団体という優良顧客を得る効果がある。なお、企業等には企業間におけるビジネスと同様に契約に基づく成果が厳正に求められる。

第二は**「連携協定」**である。連携協定締結により地方公共団体と企業等との間に緩やかな協力関係を構築する手法であり、具体的な連携事項は地方公共団体が企業等に期待する分野と個々の企業等が有する経営資源やノウハウを踏まえ、双方が協議して整理される。全般的には企業等による社会貢献・地域貢献の取組みの一環として地方公共団体へのサポートが主眼となっている印象を受けるが、連携事項によっては企業等のビジネス（ケースによってはPFI事業）につながることもある。

この２つの手法のうち、第二の「連携協定」について筆者が注目している動向が２点ある。

第一はＪＡグループの取組みである。第28回ＪＡ全国大会（2019年３月開催）で決議された「創造的自己改革の実践～組合員とともに農業・地域の未来を拓く～」における取組み実践方策として、「地方公共団体との連携強化」が掲げられている。連携強化の一環とし

1　PFI事業は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」（平成11年７月30日法律第117号）に基づく手法である。公民連携を意味するPPP（Public Private Partnership。公共サービス提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念）とあわせて「PPP／PFI事業」と表示されることが多い。PFI事業の具体例としては「人口減少による収益減少・施設の老朽化により経営が悪化する水道事業の運営」や「自治体が保有する図書館・児童館の管理業務」を民間企業に委託する等がある。

てＪＡおよび県域ＪＡグループは、それぞれ市町村および都道府県との連携協定締結に向けて取り組むこととしており、ＪＡグループ全体として地方公共団体との連携協定締結が推進されている。

第二は大手保険会社の取組みであり、ここ数年、主に都道府県との間で包括連携協定の締結が進んでいる。

本稿においては、地方公共団体との連携協定締結の取組みの参考に資するため、「地方公共団体と企業等の連携協定締結の背景」について考察するとともに、主にどのような業種の企業等が連携協定を締結しているのかについて、適正な締結状況の把握が可能である「都道府県における包括連携協定」に基づき整理を行ってみたい。

２．連携協定締結の背景

地方公共団体と企業等による連携協定締結が推進される主な背景等について、締結主体である地方公共団体と企業等のそれぞれについて整理する。

⑴　地方公共団体

①　財源面での制約

我が国は2008年以降人口減少に転じ、特に地方での人口減少が顕著である。また、都市部・農村部を問わず少子高齢化が急速に進んでいる。地方公共団体では税収が伸びないなかで、高齢化に伴う社会保障費（医療・介護）の負担は増加し続けており、地域が抱える様々な課題（例：防災・災害時支援、子育て支援など）に万遍なくコストをかけることは難しい状況になっている。地方公共団体が独力では十分に対応できない分野については、自治会等の地域住民の協力に加え、地域で事業を展開する企業等によるサポートへの期待が大きくなってきている。

②　「地方創生」の取組み

前掲①に加え、連携協定締結が増加している背景として、2014年９月の第２次安倍内閣発足と同時に取り組まれている地方創生[2]がある。

第１期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2015～2019年）を踏まえ、「地方版総合戦略」を都道府県および市町村が策定するにあたり、地域での取組みを進めている産官学金労（産業界・行政・大学・金融機関・労働団体）や住民代表も含めた多様な主体の参画が求められた。この結果、地方創生の具体的取組みが開始された2015年以降に締結された連携協定には、その目的・趣旨として「地方創生」や「○○創生」（○○は個別地域の名称）の文言が多く見られる。

2019年12月に閣議決定した第２期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020～2024年)は第１期の内容を踏襲しつつ、「第２期における新たな視点」(＝施策推進にあたり重点を置くべき視点）の一つとして「民間と協働する－地方公共団体に加え、NPOなどの地域づくりを担う組織や企業と連携」を掲げ、企業等との連携をさらに推奨している。この視点は都道府県および市町村が策定した新たな「地方版総合戦略」に反映されることから、地方公共団体が企業等と協働するにあたり連携協定締結により関係を構築するケースはさらに増えていくことが考えられる。

2　我が国が直面する人口減少と超高齢化の課題に対して政府一体となって取り組み、各地域が特徴を活かした自立的で持続的な社会を創生できるよう、内閣に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置、2014年12月２日には「まち・ひと・しごと創生法」が施行された。2014年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」とこれを実現するための５か年（2015～2019年）の目標・施策の基本的方向・具体的施策を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定したことを受け、都道府県・市町村においては、各地域の人口動向や産業実態等を踏まえ、５か年の「地方版総合戦略」が策定され、当戦略に基づいた取組みが進められた。

⑵　企業等

①　社会貢献・社会問題への主体的取組み

ア．CSR・CSVによる取組み

地方公共団体と積極的に連携協定を締結している企業等のホームページに掲載されている協定締結関連のニュースリリースや社会貢献活動に関する取組みなどを参照すると、地方公共団体との協定締結を**CSR（企業の社会的責任）**[3]の取組みの一環として位置付けているケースが多く見られる。日本におけるCSRは2000年代に相次いで発生した大手企業の不祥事を背景に企業経営の新しい取組みとして注目され、多くの企業等が様々な方法で社会貢献活動に取り組むようになった経過がある。

また、CSRを発展させ社会問題を企業等の事業戦略と一体的に扱う**CSV（共通価値の創造）**[4]を経営方針に取り入れている企業等にとっては、社会問題に取り組む主体である地方公共団体との連携協定締結はCSVの取組みを推進・強化するうえで有効な手法になり得ると考えられる。

イ．SDGsによる取組み

最近では地方公共団体との連携協定締結について、**SDGs（持続可能な開発目標）**[5]の取組みの一環として掲げている企業等が出てきている。

一部の企業等では連携協定における個々の連携事項に基づく具体的取組みについて、SDGsにおける「17の目標と169のターゲット」と関連付けて公表し、企業等のSDGsへの取組みをわかりやすく情報発信している。SDGsに設定された目標である社会的課題解決の主体として民間事業者が位置付けられており、企業等にとってSDGsへの取組みは企業価値の向上にも資することから、今後、SDGsを趣旨とした連携協定は増えていくことが考えられる。なお、地方公共団体の側からも神奈川県のように企業等と「SDGs推進に係る連携と協力に関する協定」（SDGs推進協定）を締結する取組みがはじまっている[6]。

②　副次的効果

居住地域の地方公共団体が連携協定を締結し、そのサポートを期待する企業等に対しては、地域住民は肯定的イメージを持ちやすいと考えられ、企業等にとっては当該地域における「信用・信頼の獲得」につながる。地方公共団体によっては企業等との連携協定の締結状況や連携事項をホームページ上で公開しており、企業等にとってはＰＲ効果もある。

なお、連携事項に基づく個々の具体的取組みが企業等の本業と密接に関わる場合には、地方公共団体および地域住民による当該企業

3　Corporate Social Responsibilityの略。企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響（人権、コンプライアンス、環境問題等）に責任をもち、あらゆるステークホルダー（消費者、投資家、社会全体などの利害関係者）からの要求に対して適切な意思決定をする責任をいう。企業の競争力強化・持続的発展とともにより良い社会を目指す企業の自発的取組みともいえる。

4　Creating Shared Valueの略。社会問題を企業の事業戦略と一体のものとして扱い、企業が事業を営む地域社会の経済条件や社会状況を改善しながら自らの競争力を高めることにより、企業と社会の双方がその事業により共通の価値を生み出すこと。2011年にマイケル・Ｅ・ポーター（ハーバードビジネススクール教授）らが発表した論文でCSRに代わる新しい概念として提唱。

5　Sustainable Development Goalsの略。2015年に国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されたより良い世界を目指す国際目標として、2030年を期限とする17の開発目標・169のターゲットにより構成されている。日本政府は「持続可能な開発目標（SDGs）実施方針」を策定（2015年）し、経団連も企業行動憲章についてSDGsの達成を柱とした改定（2017年）を行うなど、企業等がSDGsの目標である社会的課題を経営戦略に取り込み、事業機会として活かす動きが拡大している。なお、2019年12月改定の政府の実施方針においては「協同組合」がSDGsの担い手として位置付けられている。

6　2018年12月以降に締結。2020年３月26日時点のSDGs推進協定相手先企業は「小田急電鉄、セブン＆アイ・ホールディングス、京浜急行電鉄、横浜銀行、神奈川県弁護士会」。神奈川県庁のホームページではSDGs推進協定を包括連携協定とは区分して掲載している。

等の事業利用につながるなど、中長期的には本業に寄与する効果も期待できると考えられる。

⑶ まとめ

地方公共団体と企業等の連携協定締結が推進される背景としては、主に地方公共団体の側が企業等の協力を必要とし、CSR等に基づく活動によりその期待に応えられる企業等が増えてきたことが考えられる。多くの県庁では県への協力・連携を検討している企業等向けに専門の相談窓口を設置する等、積極的に企業等との連携を志向している。

しかしながら、企業等が希望すれば容易に地方公共団体と連携協定を締結できるわけではない。地方公共団体は協定先として相応しい企業等であるか、活動実績や対応能力などを踏まえて審査するので、連携協定締結に至らないケースもある。後掲４に整理した「都道府県における包括連携協定」に関連して調査した企業等のほとんどが包括連携協定締結前から当該県域において様々な地域貢献活動（例：職員による地域見守り活動、災害時の支援等）の実績があったことは認識しておきたい。

３．連携協定の種類と特徴

連携協定には地方公共団体が抱える諸課題のうち連携事項を特化して締結する協定（以下、本稿において「個別連携協定」という。）と複数の連携事項を一括して締結する協定（以下、本稿において「包括連携協定」という。）がある。2010年前後は企業等の本業と関連が強い分野や業務遂行上付随的に対応できる分野を中心に「災害時支援」、「高齢者見守り」、「観光振興」に代表される個別連携協定[7]が中心であり、包括連携協定はコンビニ等ごく一部の業種に限られていた。その後、特に「地方創生」の取組みが進められた2015年以降、複数の社会問題に対応できる企業等を相手とする包括連携協定が増え、相手先となる企業等の業種も多様化してきている[8]。

個別連携協定と包括連携協定の特徴について、津久井（2017）は個別連携協定を「一方から具体的な事業の提案がなされ、それに応えるという形で進められてきた。」と、包括連携協定を「先に幅広い分野で協働する旨の協定が締結され、その協定を具現化する形で具体的な事業を考案するという順になっており、自治体・企業双方に「次は何をやるのか」を考えることを要求する。」とし、この点が「個別の協定と包括連携協定の最大の異なる点である。」と指摘している。包括連携協定は地方公共団体と企業等が複数の連携事項に基づく具体的取組みを進めていくための協議を継続して行っていく関係が構築されるという点で、当事者間の関係強化と取組みの発展性が期待できる形式といえる[9]。

４．都道府県における包括連携協定の締結状況

⑴ 調査対象・調査方法等

① 調査対象

本稿では主な調査対象を「都道府県」における「包括連携協定」としている。その理由・背景は以下による。

7　個別連携協定の具体例としては、他に「がん予防」、「健康増進」、「自転車の安全（自転車保険普及啓発）」、「企業の海外展開支援」等がある。

8　包括連携協定を締結する企業等はそれ以前に当該地方公共団体と個別連携協定を締結しているケースも多く、包括連携協定の連携事項にはそれ以前に締結した個別連携協定の連携事項を含めて締結している。

9　包括連携協定には協定締結当事者が連携事項を効果的に実施するために「（当事者双方は）定期的に協議を行う。」「具体的実施事項は双方合意のうえ決定する。」旨を規定するケースが多い。また、当規定に基づいて地方公共団体と企業等は継続協議を行い、新たな具体的活動・取組みが合意された場合に別途「個別連携協定」を締結するケースもある（例：ＪＡグループ栃木は栃木県と2018年11月13日に包括連携協定を締結。当協定に基づいて継続して栃木県との協議を進め、2020年３月17日に「栃木県孤立死防止見守り事業（とちまる見守りネット）」にかかる個別連携協定を締結）。

○　市町村は政令市・中核市とそれ以外の市町村で機能・役割に差があり、連携協定の締結状況をひとくくりにして比較することの妥当性に疑問が残る。また、市町村において企業等との連携協定情報を公開しているケースは限定的である。

○　対象を都道府県における包括連携協定に限定すれば、後掲②の調査方法により概ね47都道府県の傾向把握が可能である（個別連携協定は都道府県でも情報公開しているケースは限定的）。

②　調査方法等

2020年４月２日～10日の間、以下ア～ウの情報について調査を行った。

ア．都道府県庁のホームページで公表されている包括連携協定の締結状況一覧（34県について確認）。

（補注）締結情報公表県でも担当部局の相違から一覧未掲載の包括連携協定があり、それらはイ・ウにより調査した。

イ．インターネット検索結果（キーワード：「個別県名」と「連携協定」）により抽出された連携協定[10]

ウ．都道府県と包括連携協定の締結実績が多い個別企業等のホームページで公表されている連携協定情報

ア～ウの調査によっても締結時期が古い(2010年以前)協定などは調査漏れがあることが想定されるが、概ねの傾向は把握できると考える。

⑵　調査結果の概要・特徴

都道府県における包括連携協定の締結状況の概要・特徴は以下のとおりである。

①　47都道府県の締結状況

47都道府県のすべてが企業等と包括連携協定を締結しているが、**（表１）包括連携協定数の区分ごとの都道府県数**のとおり県間格差があり、北海道：57協定（2020年４月１日更新）や大阪府：48協定（2020年２月26日更新）のような成果がある一方で、協定締結数が10件に満たない県は５県ある。全体としては10～20件台前半の県が36県と多く、現時点では概ねこの程度の包括連携協定数が標準的と考えられる。

②　協定締結先企業等の主要業種

筆者が最も興味を持っているテーマである。多くの都道府県が包括連携協定を締結している業種は、現時点で都道府県が期待する様々な分野において具体的取組みを展開できるノウハウを有しているものと推察される。

調査の結果、包括連携協定の締結先企業等の業種は多岐にわたっていることが判明したが、過半数（24県以上）の都道府県が包括連携協定を締結している８業種（一部は個別企業等）について抽出し、**（表２）都道府県における主要業種との包括連携協定締結状況**に整理した。調査時点で（表２）掲載の全８業種と包括連携協定を締結している県は９県ある。

８業種について概観すると、いずれの業種

（表１）包括連携協定数の区分ごとの都道府県数

（単位　上段：件、下段：県）

協定数	０～４	５～９	10～14	15～19	20～24	25～29	30～39	40～49	50～59
都道府県数	0	5	12	14	10	2	1	2	1

（注）⑴②による調査結果から筆者作成

10　協定名に「包括連携協定」の文言があっても連携事項が「観光振興」や「農業振興」など単一項目に特化した協定は除外している。

も多くの地域住民が日常生活を営むうえで利用している業種といえる。③NEXCO（高速道路の運営・管理等の公共的事業を担う）や⑤日本郵便に加え、昨今では①コンビニ・②大手スーパー・④物流・宅配便は社会のインフラ機能を担っていると評価されている。また、公的社会保障（医療・介護）の補完機能を有する⑥生命保険、自動車事故や災害時の補償提供機能を有する⑦損害保険、地域経済と地域住民の生活を支える⑧地域金融機関も地域において重要な役割を果たしているといえる。都道府県の連携先選定にあたり、企業等の本業が影響している部分は若干あるのではないかと考えられる。

③　包括連携協定締結時期の傾向

主要業種ごとの締結時期の傾向は（表２）掲載のとおりであり、表中①～③の業種は主に地方創生の取組み前から、④～⑧の業種は主に地方創生の取組み以後に包括連携協定の締結が進んでいる。なお、確認できた県に限られた状況ではあるが、特に④～⑦の業種では包括連携協定締結前に都道府県と個別連携協定を締結していたケースが多い。

全体としては2008年以降徐々に広がりを見せており、この点について津久井（2017）は「2008年に始まったわが国の人口減少に危機感を感じる自治体と、CSR活動に取り組む企業ニーズとが相まって、協働が増加したものと推察される」と指摘している。2011～2012年に締結が促進された背景は、東日本大震災

（表２）都道府県における主要業種との包括連携協定締結状況

業　種	締結県数		締結県数カウントの対象企業と判断条件	包括連携協定締結時期の傾向
①コンビニ	46		セブンイレブン・ジャパン、ローソン、ファミリーマートの１社以上と締結	主に2008～2013年に締結。特に2010年までの締結が多い。
②大手スーパー	44		イオンと締結 （他社は協定数が少ないためイオンのみで判断）	主に2010～2012年に締結。特に2011年締結が多い。
③NEXCO	46		東日本高速道路、中日本高速道路、西日本高速道路の１社以上と締結	主に2008～2012年に締結。2014年以降締結も若干数ある。
④物流・宅配便	26	39※1	ヤマト運輸、佐川急便の１社以上と締結	2013年以降に締結。2015年以降締結県が増加。
⑤日本郵便	32		日本郵便と締結※3	2014年以降に締結。2017年以降締結県が増加。
⑥生命保険	43		日本生命、第一生命、住友生命、明治安田生命の１社以上と締結	2015年以降に締結。2017年以降締結県が増加。
⑦損害保険	44		東京海上日動火災、損保ジャパン、三井住友海上火災、あいおいニッセイ同和損保の１社以上と締結	2015年以降に締結。2016年以降締結県が増加。
⑧地域金融機関	25※2		各都道府県域における地方銀行、信用金庫、信用組合等の地域金融機関の１組織以上と締結	2008年以降満遍なく締結。2015年の締結県は特に多い。

（注）本文４⑴②の調査結果に基づき筆者作成
※１　「⑤日本郵便」は金融業務（ゆうちょ銀行の窓口、かんぽ生命の販売等）も行っていることから④の業種と区分しているが、日本郵便の宅配・郵便配達業務に着目し、④のヤマト運輸・佐川急便に日本郵便を加味した場合の包括連携協定県数は39県となる。
※２　今回調査において他の業種に比べると取得情報が限られており、調査漏れの可能性がある点にご留意いただきたい。
※３　日本郵便は市町村との包括連携協定締結にも注力しており、2019年12月時点で506市町村（全体1,741）と締結実績がある。
（参考）各業種における包括連携協定が未締結の県のうち、個別連携協定締結が確認できた県数と主な連携事項（番号は表中の業種に対応）
①　１県が「災害支援」に関する個別協定を締結
②　１県が「災害支援」に関する個別協定を締結
④　13県が「県産品の販路拡大」や「地域の見守り」等に関する個別協定を締結
⑤　11県が「災害支援」や「地域の見守り」等に関する個別協定を締結
⑥　４県が「がん予防」等に関する個別協定を締結
⑦　３県が「防災」や「地域の見守り」等に関する個別協定を締結

（2011年３月発生）の発生により企業等による被災地支援の取組みが増え、地方公共団体と企業等が連携して取り組むことが効果的・効率的支援に資することを双方が認識したものと考えられる。

2015年以降協定先の企業等の業種が多様化し、協定件数が増加している背景は、前掲２⑴②に記載のとおり全国の地方公共団体が地方創生への具体的取組みを開始したことの影響であろう。

④　その他の業種・個別企業等

（表２）の掲載条件に該当する協定実績はないものの、複数の県が包括連携協定を締結している業種としては、他にＩＴ関連・通信・食品・航空会社などの企業に加え、大学や協同組合が挙げられる。協同組合については前掲（１）②の調査によれば、「県域ＪＡグループ：５県（栃木・山梨・長野・静岡・島根）[11]」、「生協：11県・12組織」において包括連携協定が締結されている。ＪＡグループ・生協においては、「地域見守り」、「高齢者支援」、「災害時支援」等の個別連携協定を締結しているケースも多く確認できる。

また、特記すべき個別企業として、大塚製薬は2015年以降都道府県との連携協定締結に積極的に取り組み、調査時点で全都道府県と連携協定を締結（包括連携協定：21県、「健康づくり」等の個別連携協定：26県）している。

５．包括連携協定の連携事項（参考事例）

前掲４の（表２）に整理した都道府県が主要業種と締結する包括連携協定に規定される具体的な連携事項の詳細については、現時点で十分な調査を行えていない。本稿では主要業種ごとの連携事項のイメージをもってもらうことを目的に、（表２）で抽出した主要８業種のすべてと包括連携協定を締結している滋賀県の協定事例を抜粋して**（表３）主要業種との包括連携協定における連携事項（滋賀県の事例）**に整理した。個々の企業等が広範囲にわたる連携事項を協定していることに加え、業種が異なっていても同分野の連携事項が多くあることなどが確認できる。

なお、個別県ごとに抱えている地域課題には差異があることから、同一の企業等であっても相手先の県により協定する連携事項には差異が生ずる。また、一つの県が同業種の複数企業等と協定締結する場合にも個々の企業等により有する経営資源・ノウハウには差異があることから、同業種であっても協定する連携事項には差異が生ずる。（表３）は包括連携協定における連携事項の全体像を整理したものではなく、参考事例として参照されたい。

６．おわりに（今後の取組み）

本稿では地方公共団体と企業等が連携協定を締結する背景に加え、主にどのような業種が都道府県と包括連携協定を締結しているのかを中心に締結状況について整理を行った。今後は個々の包括連携協定について調査を行い、「都道府県と包括連携協定を締結している主要業種における連携事項の傾向」および「連携事項に基づく企業等の具体的取組み」について整理し、別途、共済総研レポートにおいて報告を行いたい。

（令和２年５月18日記）

11　個々のＪＡについては、事業活動範囲の関係から市町村との連携協定締結が主流であり、「ＪＡグループの活動報告書2019」（ＪＡ全中作成）によれば、2020年３月時点で576協定が締結され、そのうち市町村との締結は529協定となっている。

（表３）主要業種との包括連携協定における連携事項（滋賀県の事例）

業種	企業等	連携事項	
①コンビニ	セブンイレブン・ジャパン（2009．9．17）	①地産地消および滋賀県オリジナル商品販売やキャンペーン実施 ②県産の農林水産物、加工品、工芸品の販売・活用 ③健康増進、食育 ④高齢者・障害者支援 ⑤子ども・青少年健全育成	⑥観光情報および観光振興 ⑦環境保全 ⑧地域や暮らしの安全・安心の確保 ⑨災害対策 ⑩その他、地域の活性化・住民サービスの向上
②大手スーパー	イオン（2011．2．3）	①地産・地消の推進、滋賀県の特産品の販売促進 ②商業・観光の振興 ③ＩＣカード等の活用 ④災害対策、防災、防犯および交通安全 ⑤県民の健康増進および食育 ⑥高齢者・障がい者の支援	⑦子育て支援および青少年の健全育成 ⑧環境保全および緑化推進 ⑨教育・文化の推進 ⑩その他、滋賀・びわ湖ブランドの推進、地域の活性化および県民サービスの向上
③NEXCO	西日本高速道路（2011.12.20）	①防災・災害対策など地域の安全・安心の向上 ②観光・文化・産業の振興など地域社会の活性化 ③環境保全 ④交通安全	⑤高速道路の利便性向上・利用促進 ⑥技術交流 ⑦その他本協定の目的に沿うこと
④物流・宅配便	ヤマト運輸（2014.11.26）	①観光情報および観光振興 ②地域や暮らしの安全・安心の確保 ③災害対策	④環境保全 ⑤子ども・青少年健全育成 ⑥その他、地域の活性化・住民サービスの向上
⑤日本郵便（2016．5．30）		①滋賀・びわ湖ブランドの発信 ②地域のくらしの安全・安心の確保 ③女性の活躍推進	④環境保全 ⑤その他、地域の活性化・県民サービスの向上
⑥生命保険	第一生命（2018．7．4）	①健康増進 ②地域や暮らしの安全・安心の確保 ③ダイバーシティの推進やワーク・ライフ・バランスの推進	④青少年育成・教育 ⑤スポーツの振興 ⑥環境保全 ⑦その他地域の活性化および県民サービスの向上
⑦損害保険	損保ジャパン（2018．5．15）	①SDGsの普及・実践 ②滋賀・びわ湖ブランドの魅力発信 ③防災・減災 ④県民の安全・安心および自転車の安全利用等 ⑤健康増進	⑥スポーツ・文化の振興 ⑦人材育成支援・女性の活躍推進 ⑧環境保全 ⑨その他地域の活性化・県民サービスの向上
⑧地方金融機関	関西みらい銀行（2016．5．30）	①新たな商品・サービスの創出 ②産学官金連携 ③地産地消の推進および県産農畜産物等の地域ブランド力の向上 ④中小企業の海外ビジネスの展開 ⑤観光情報および観光振興 ⑥女性の活躍推進	⑦企業誘致 ⑧環境保全 ⑨教育および子ども・青少年育成 ⑩安全・安心 ⑪その他県内の産業振興、地域の活性化および県民サービスの向上

（注１）滋賀県協働ポータルサイト「協働ネットしが」掲載情報を元に筆者作成。表中、各業種について滋賀県が複数の企業等と包括連携協定を締結している場合は、筆者判断により１社を抽出している。
（注２）「企業等」欄の（　）内は協定締結年月日
（注３）それぞれの包括連携協定書においては、「連携事項」欄に記載の文言に「～に関すること」の文言が追記されている。

（参考資料）
・「自治体と企業との包括連携協定の可能性」（長崎県立大学　津久井 稲緒）（日本経営倫理学会誌第24号（2017年度））
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jabes/24/0/24_149/_pdf/-char/en
・「社会的・地域課題解決に向けた公民連携の取組み　報告書」平成30年度　自治体PPT／PFI推進センター公民連携実務研究部会（平成31年３月　一般社団法人地域総合整備財団＜ふるさと財団＞）
https://www.furusato-zaidan.or.jp/wp-content/uploads/2017/07/H30-kouminrenkei.pdf
・『公民連携白書2019～2020　コミュニティの合意形成』（東洋大学PPP研究センター編著）（時事通信社）（2019年12月発行）
・PPP／PFI推進アクションプラン（令和元年度改定版）令和元年６月21日
https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/pdf/actionplan2.pdf
・第１期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（概要）
・「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改定版）」
・第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（概要）
・（表２）に掲載されている個別企業等および本文に掲載している個別企業等のＨＰ掲載情報